

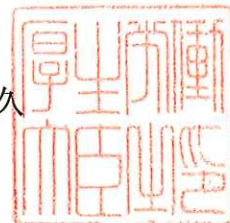
厚生労働省発生食0322第3号

平成29年3月22日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価の取下げについて

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会に意見を求めたところですが、これを取り下げます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、別添の4品目の農薬の食品中の残留基準を設定すること。



(別添)

	文書番号	Substance Name	Japanese Name	主な用途
1	平成 19 年 6 月 5 日付け 厚生労働省食安第 0605005 号	IMAZAMETHABENZ METHYL ESTER	イマザメタベンズ メチルエステル	農薬・除草剤
2	平成 19 年 1 月 12 日付け 厚生労働省食安第 0112007 号	CYCLOATE	シクロエート	農薬・除草剤
3	平成 20 年 3 月 11 日付け 厚生労働省食安第 0311008 号	Sec-BUTYLAMINE	Sec-ブチルアミン	農薬・除草剤・殺藻剤
4	平成 23 年 10 月 6 日付け 厚生労働省食安 1006 第 25 号	TOLYFLOXYSULFURON	トリフロキシスルフロン	農薬・除草剤